

平成二十年十一月二十一日提出  
質問第二七四号

後期高齢者医療制度見直しのあり方に関する質問主意書

提出者  
山井和則

274

後期高齢者医療制度見直しのあり方に関する質問主意書

一 舛添大臣は、十一月十九日の衆議院厚生労働委員会の答弁において、後期高齢者医療制度の見直し案について、「七十五歳の年齢で区切るのか」という質問に対して、「保険者が一緒だから区別しない」と答弁した。これは、政府の公式見解と理解してよいか。

二 一の答弁において、見直し案においては、後期高齢者医療制度と国民健康保険は「保険者が一緒」との答弁だが、これは、政府の公式見解と理解してよいか。

三 もし、一あるいは二が、政府の公式見解でないとすれば、公式の場である衆議院厚生労働委員会で個人的な見解を答弁することは問題ではないか。

四 今後、舛添大臣の答弁が、大臣の個人的な見解なのか、厚生労働大臣としての公式な見解なのか。どのように区別して理解すればよいのか。

五 一の答弁は、舛添大臣の厚生労働大臣としての公式な答弁なのか。

六 後期高齢者医療制度の見直し案において、「七十五歳の年齢で区切るのか、否か」に関する舛添厚生労働大臣の公式な見解を述べていただきたい。

右質問する。